

令和 8 年度
長浜市農業施策に関する意見書

令和 7 年 9 月
長浜市農業委員会

農業施策に関する意見書

我が国の農業を取り巻く環境は、高齢化による担い手不足、気候変動など、多くの課題に直面するなか、インバウンド需要の回復による米の消費量の回復や、近年の猛暑の影響で米の収穫量が減少したことなどにより、米の需要は生産を上回り、米価の高騰や供給不安を招いています。

本年4月に策定された食料・農業・農村基本計画では、昨年改正された食料・農業・農村基本法に基づく「食料安全保障の確保」を基本理念に、農業の生産性向上と農産物の付加価値向上を通じ、農業経営の収益力を高め、農業者の所得の確保・向上を図ることにより、食料自給力を確保することを基本方針としています。

現在、米価は生産不足と需要見通しの誤りにより、上昇基調にあるものの、生産資材価格等の高騰や気候変動の影響により、安定的な生産維持のための新たな対策を強いられ、生産コストにみあった適正価格になっていない状況の中で、高齢化や人口減少等に伴い農業者は減少し、耕作放棄地の拡大には歯止めがかからず、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念が増大しており、本市の約8,000 haに及ぶ農地をいかに守っていくかが大きな課題となっています。

このような状況の下、令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法は、10年後の農地利用の姿を明らかにする「地域計画」を昨年度中に策定するよう義務付け、市当局のご尽力により、市内の全地域を対象に策定されたところです。農業経営基盤強化促進法第21条では、地域計画の達成に向け農業委員会による利用権設定等の促進が期待されていることから、農業委員会といたしましては、作成された「地域計画」をもとに、さらなる集約化・集積化に向け、地域及び市当局をはじめとする関係部署などと協議を重ね、それぞれの地域実情を反映した計画にブラッシュアップされるよう取り組んでまいりたいと考えております。

さて、今般の意見書作成にあたり農業委員会が実施したアンケートや各農業委員の声を集約しますと、農業経営を継続するために必要なことの第1位に、米価の安定が挙げられ、次いで農業機械更新への助成となっています。また、農地を守るために必要な支援等としては、「農業所得の向上につながること」に、最も多くの回答をいただいています。

アンケートの結果は、ここ数年、同じ傾向が続いており、農業を継続していくには、農業者の声を反映した施策が実行されなければならないと考えています。

そこで、本市の基幹産業であり、安定的な食料の供給並びに国土保全の使命を持つ農業が持続可能な産業となるとともに、環境保全・景観形成・防災など多面的機能を持つ農地を後世に継承するため、農業者の思いを込めた提案としてまとめました。

つきましては、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づく意見書として提出いたしますので、令和8年度の予算編成に反映いただくとともに、国、県への要望等についてご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

令和7年9月25日

長浜市長 浅見 宣義 様

長浜市農業委員会会長 將亦 富士夫

目 次

1. 農地利用の最適化に関する意見	・・・ 1
（1）地域計画に基づく農地の集積・集約化の推進	
（2）基盤整備事業の推進	
（3）遊休農地の発生防止・解消に向けた取組推進	
（4）有害鳥獣被害の撲滅に向けた対策強化	
（5）多様な担い手への支援	
2. 持続可能な農業に向けた意見	・・・ 6
（1）持続可能な農業経営に向けて	
（2）若者や女性に選ばれる農業に向けて	
（3）持続可能な農業に向けた仕組みづくり	
3. 国・県への要望	・・・ 10
（1）農業者の所得安定対策について	
（2）農地保全管理対策について	
（3）新産業新技術支援対策について	
（4）食料自給率の向上について	
（5）鳥獣害対策について	
（6）農業委員会体制の充実・強化について	
（7）地域の実情を踏まえた農地の取得について	

1. 農地利用の最適化に関する意見

(1) 地域計画に基づく農地の集積・集約化の推進

昨年度末を目途に、本市の地域計画を策定され、全地区の公告が完了しているところですが、地域計画は、担い手への農地集積・集約化を進め農地利用の最適化を図ることを目的とする一方で、地域の未来図として地域が共有することが非常に重要な目的であるといえます。しかしながら、短期間の策定に終始したことから、地域で共有されないうちに策定が完了するケースもあったため、結果として地域計画が現状踏襲になるなど十分に議論が尽くされていないケースがあると考えています。そのため、地域とのさらなる連携が必須であり、その取組には市からの働きかけが欠かせないことから、関係機関と連携した上で、地域の未来図となる地域計画のブラッシュアップをお願いします。

① 地域の未来図となる「地域計画」に向けて 【新規】

地域の理解が不十分な地域計画は、地域の実情を踏まえた計画として早期に見直しができるよう、市が積極的に主体的な役割を果たされ、引き続き関係機関と連携した各地域への指導助言等をお願いします。

② 地域の実情に応じた「地域計画」の見直しについて 【継続】

山際など耕作条件が不利な農地が、遊休化や荒廃化しつつあることから、地域計画の策定を通じ、地域において将来構想を共有する必要性が非常に高いところですが、現実的には、農地以外での利用を含め、地域の実情に応じた土地利用の方向性を示す必要もあります。従って、地域における農地利用の方向性を見極めた地域計画の見直しをお願いします。

(2) 基盤整備事業の推進

農業においてもDXが求められている時代にあって、スマート農業に取り組むためには、大型化・高度化する農業用機械を運用できるよう、農地の集約・集積を進める必要が高まっています。「地域計画」を実効性のあるものにするためにも、農地の集積・集約化、ゾーニングと併せ、担い手が効率的に営農できる生産基盤を整える必要があることから、国の推奨する農地中間管理事業を活用した圃場整備を引き続き積極的に推進するとともに、畦畔除去による農地区画の拡大等を支援し、早期に農地の大区画化を図られるようお願いします。

一方で、パイプラインやポンプ等の農業用施設は老朽化が進んでいることから、地域の実情を的確に把握し、施設の更新等、用水確保の適切な管理のための財政的支援をお願いします。

なお、余呉地域では、用水の配管経路やバルブの位置が不明瞭な箇所が多く、必要

時に難渋することがしばしばあり、対応に苦慮していることから、関係機関と連携して、早期に解消されるようお願いします。

(3) 遊休農地の発生防止・解消に向けた取組推進

本市における中山間地域の山際を中心とした条件の悪い農地については、耕作する者が減少していることから遊休農地が増大し続けています。農業委員会といたしましても、農業委員が日常的に行っている農地パトロールに加え、農地法に基づく非農地判断により、守るべき農地を明確化するための取組みも行っているところです。

ついては、発生後の耕作放棄地を解消する取り組みに対する補助を継続していただくとともに、遊休農地等の発生を予防する視点で取組みの強化をお願いします。

① 耕作放棄地にならない取組み、仕組みづくりの検討について 【継続】

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策や中山間地域等直接支払交付金制度による支援を受けて、耕作放棄地にならない取組みの支援をいただいているものの、耕作放棄地の面積拡大が懸念されます。こうした傾向を抑制するためには、従来の耕作放棄地対策に加えた、より効果的な取り組みが求められています。

また、現行の支援制度などにより保全管理はされているものの条件不利地などを理由に長期間作付けされず、将来が憂慮される農地が多いことから、耕作放棄地を発生させない仕組みづくりを早急に検討し、実践されるようお願いします。

なお、時代の背景となる人口減少社会を迎え、減少する農業従事者が確保されるよう、地域の実情にあわせて検討をお願いします。

② 集落の農地は集落で守るという意識付けについて 【継続】

農地は農業者だけでなく、公共財であるという認識のもと、地域計画を通じ、集落はもとより市民全体で守るという意識付けの機運を高めていただく施策（先進事例等踏まえた広報、研修等）を講じるようお願いします。

③ 地元集落による耕作放棄地管理の補助等について 【継続】

地元集落による耕作放棄地管理は、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策や中山間地域等直接支払交付金制度では、支援内容が不十分であることから、今後は管理が継続できるか危ぶまれる状況です。このため、適正な管理が継続されるよう、必要な技術的支援や機械購入など、さらなる支援をお願いします。

④ 耕作放棄地解消事業補助金について 【継続・拡大】

耕作放棄地の解消のための補助金については、農地中間管理機構の「耕作放棄地解消事業補助金」がありますが、条件等から利用する農地が限られ、地域が切に願う解消したい遊休農地には利用できません。これ以上荒廃農地を増やさないために、必要

となる仕組み（例えば、定年後に農作業を行いたい方や休日の自由な時間に農作業を行いたい方（小規模農家）への支援拡充、行政や農協等が主導したサポート体制等の整備、耕作者バンクの設置、耕作放棄地に対して雑草管理をした場合、また、畑作地として野菜の作付け等を行った場合などへの助成金交付等）を含め、地域の実情にあった補助事業の創設や拡充をお願いします。

（４）有害鳥獣被害の撲滅に向けた対策強化

農業委員会が実施したアンケートにおいても、中山間地域などの農業者からは、農業経営の継続に必要な対策の上位に鳥獣害対策の強化があり、これら農業者や集落ぐるみによる鳥獣害対策を支援するため、引き続き防護柵の新設修繕などや狩猟免許取得の支援の継続、あわせて支援の充実をお願いします。

① 年間を通じた獣害駆除対策の強化について 【継続】

管理計画に基づき、狩猟団体と協力して絶対個体数を減らす対策をしていただいているが、実際には減少には至っていない状況に思われます。予算の関係もあるとは思いますが、被害の実情に応じた駆除計画への見直しと、引き続き、年間を通じた駆除、特に、冬期における駆除活動の強化をお願いします。

② 防護柵の未設置区域の解消について 【継続】

防護柵の未設置地域については、設置を促進し、早期に市内全域で設置が完了するよう、関係機関と連携した対策を講じられるよう引き続きお願いします。

③ 自然災害による防護柵の復旧に対する支援について 【継続】

近年ゲリラ豪雨や竜巻の発生など、自然災害の頻度とリスクが増していることから、災害の規模にかかわらず、自然災害等で破損した防護柵等の復旧については、国と地方自治体の役割に応じた支援をお願いします。

④ サルに対する群れごとの捕獲及び対策について 【継続】

サルにより農作物の被害は一向に減少しません。これまでの花火等による追い払いでは、手に負えない状況であり、捕獲計画を上回る増加が懸念されています。関係機関と調整し、群れごとの捕獲を確実に実施し、捕獲したサルの処置などを含めた総合的で効果的な捕獲対策を講じるようお願いします。

⑤ シカへの対策について 【継続】

シカによる農作物の被害も多く発生しておりますが、防護柵の設置により、被害の軽減を図ることができますので、これまで以上に、防護柵を継ぎ足すなど、引き続き、シカの侵入を許さない対策を講じるようお願いします。

(5) 多様な担い手への支援

① 空き家バンク制度の推進等について 【継続】

令和5年4月1日から農地法第3条の許可基準に変更があり、一定の農地を営営していることの要件が撤廃されました。また、空き家と農地を取得し家庭菜園を始められる方が、徐々に増えています。このため、適度な規模の農地が紹介できるよう農地ニーズマッチング事業を今年度から当委員会で開始し、新たな担い手の育成と、農村集落の活性化、遊休農地の解消につなげたいと考えているところです。

市におかれましても、農業を始められる方に対する支援策の一つとして、引き続き空き家バンク制度の促進をお願いするとともに、市において実施の可能性を検討すると昨年度に回答された「農業塾」等を開催するなど、地域農業の新たな担い手を育成する取り組みをお願いします。

② 「小規模農家営農継続支援事業補助金」の増額と拡充について 【継続】

《補助金の増額について》

地域の農地を守っている小規模農家は、機械等の延命を図り、農業を続けていますが、長年の使用による故障等が多く、更新を余儀なくされています。

機械の更新への助成を望む声が非常に多く、また、更新ができずにやむなく廃業となるなど、離農の大きな要因ともなっています。

市におかれましても支援制度を設けていただけていますが、農家が要望される金額は補助額を大きく上回っています。一方で、補助を要望されているすべての農家に支援できていないとの意見も多数いただいています。こうした状況も踏まえて、いまだに多くの方が補助の必要性を訴えておられ、補助が少額で、わずかな支援では離農対策としての効果が乏しい、農業経営の持続支援にならないといった意見もあるところです。

近年、大規模農家が農業の主体となり、集落営農組織は減りつつあり、集落での農機具の共同利用も減りつつあります。それに伴い、大規模農家では管理できない農地を小規模農家が管理しているケースも見受けられ、それら農家の経営が持続できるよう、補助制度を見直し、補助額の増額をお願いします。

《補助対象の拡充について》

新規就農者には、農業機械や倉庫などが必要となるものの、施設を新築することは難しく、中古施設の利用や農業機械をリースで利用される場合が多いことから、その施設の修繕や、リース代の支援など、農業者の実情に応じた経費に適用できるよう、補助対象の拡充をお願いします。

また、市内にある現在の農地を守るためには、小規模農家の経営維持が不可欠であり、これ以上の農家の廃業を生まないためにも、農業用機械の購入等にかかる補助について、同性能の機械の更新も容易になるよう補助対象の範囲や考え方を柔軟

に対応されるなど、交付条件を工夫されるようお願いします。

なお、昨年提案いただいた共同利用等は、農業機械の使用が一時期に集中し、現実的には難しいと考えますので、補助制度のあり方について見直しと、補助制度の利用増加のための手続等の簡素化をお願いします。

③ 転換作業生産推進事業補助金の増額と補助対象の拡充 【継続】

「野菜・花き栽培用機械購入補助」

「生産調整用推進用アタッチメント整備補助」

④ 農業用資材（肥料・燃料等）の高騰に対する支援について 【継続】

機械費や資材費等の経費はますます値上がり、今年の米価高騰の要因にもつながっています。農業用資材の高騰の問題はこれまでから農業経営を持続するための大きな問題で、農家にとってはますます厳しい状況に変わりはありません。

引き続き、国や県に対して、実情に応じた適宜適切な補助支援を働きかけていただくとともに、市の姿勢として、農業者が安心して農業経営が続けられるよう、独自に資機材高騰に対する農家への補助をお願いします。

⑤ 農業機械導入支援及び免許取得、技能習得への支援について 【継続】

農業者が安全に効率よく農作業に取り組めるよう農作業機械の免許（大型特殊・けん引・フォークリフト・玉掛け作業・ドローン操作等）取得に対する支援、特に今年実施した農業経営に関するアンケートの中でも、農業用ドローンの活用について、今後導入したい、興味があるスマート農業技術との回答が最も多くあることから、機器導入支援等もお願いします。

また生産調整のための機械整備にも引き続き支援をお願いします。

2. 持続可能な農業に向けた意見

持続可能な農業を実現するためには、農業者の所得向上や経営の安定は欠かせないものであると考えます。

これらの仕組みづくりについて、次のとおり提案します。

(1) 持続可能な農業経営に向けて

① 後継者育成のための支援について 【新規】

農業従事者の高齢化が進むなか、小規模農家を含め中規模・大規模農家の離農や集落営農組合の解散を防ぐためには後継者の育成が不可欠となります。経営体の規模や形態にかかわらず後継者を育成していくためには、労働環境の整備、賃金や技能取得のための研修等、人材育成のためには、事業主に対する支援も必要であり、将来を見据えて人材確保に容易に取り組むことができる環境整備が求められます。

そこで、後継者育成に必要な費用等の助成制度の創設等、農業者を育てる仕組みを充実されるよう取組をお願いします。

また、意欲のある若い世代や移住者、定年帰農者などの人材を確保するため、積極的に新規就農者を発掘する施策も併せて検討され、就農段階に応じた継続的な支援体制の整備や市独自の支援制度の確立を図られるようお願いします。

② 農産物の産地化に向けた継続した取組みについて 【継続・拡大】

企業と連携した加工用トマトの栽培契約が成果に結びついたことは確認しましたが、トマト栽培を拡大する機運に欠けるなか、地域で栽培されたキャベツや玉ねぎなどの野菜をはじめ、多様な農産物の生産と流通・加工が一体となった産地化や付加価値の向上に向けた取組み等が求められます。

農家からは、栽培した野菜を「カット野菜」等に加工できる施設があれば、野菜の取組み面積を拡大できるという声がある一方で、同じ野菜を栽培しても、ネームバリューがある産地の野菜とは買取価格に違いがあり、野菜の生産意欲が出にくいといった声も伺っております。例えば、ブロッコリーは市内の作付面積が多く、農林水産省が2026年度から指定野菜に追加を決定しており、今後も需要拡大を見込めることから、地域を上げてブロッコリーの産地化を目指すなど、行政が先導する取組みが求められます。

ブロッコリーをはじめ、キャベツ、玉ねぎ等の長浜の産地化には、農業団体と連携した保冷施設やカット施設などの集荷後の加工・貯蔵設備の整備や、個々の農家の施設設置に対する支援も必要であり、支援制度の創設など、産地化に向けた積極的な取組をお願いします。

(2) 若者や女性に選ばれる農業に向けて

① 若者の就農意欲の向上について 【新規】

農業が若年層に選ばれる職業として広がるよう、小学生の段階から農業が職業選択の一つとして意識されるような食農教育の推進に努められるとともに、農業高校などの生徒や研修生などに対しては、農業者との交流の場を多く設けるなど、就農意欲の向上に繋がる体制の構築をお願いします。

② ながはまアグリネットワークへの活動支援について 【継続】

農業の多様化により、農産物の加工や販売方法など、様々な付加価値が生み出されていくなかで、特に女性ならではの視点やアイデアなどは、農業経営の多角化などを図る農家にとっては、柔軟で創造的な取り組みの可能性が広がり、これら女性農業者の活躍が期待されているところです。

現在、市内の女性農業者で組織されている「ながはまアグリネットワーク」対して、会員の拡充支援、女性農業者を対象とした農業機械研修の情報提供や経営研修の開催等の支援をいただいておりますが、主体的に活躍できる女性が増えるよう今後も継続した支援をお願いします。

③ 農業委員の女性や青年農業者の登用について 【継続】

農業委員会の活動は、地域農業の将来を見据えた取り組みとなるべく、性別や年齢にとらわれない、多様な人材が求められています。

本市においては、女性農業委員の割合が、農業委員37名中8名（21%）と県内では高い水準にありますが、任命権者である市が、主導的立場に立って主体的に委員候補者の募集・選定を進められるよう、令和9年の改選を見据えて地域へ働きかけられるようお願いします。

(3) 持続可能な農業に向けた仕組みづくり

① 各種講習会の開催について 【継続】

～ 手軽にはじめられる家庭菜園向け講習会 ～

～ 専門家の指導による年間を通じた研修会 ～

農業や家庭菜園を始めたい人や農業に関する知識や技術を深めたい人が、実践的な研修や座学を通じて学ぶことができる「農業塾」については、県及びJA等関係機関と協議・検討された結果を踏まえ、早期の開催をお願いします。また、こうした取り組みに加えて、市民の農業に対する関心がより高まるよう、市民ニーズを的確に把握し、創意工夫により実施上の負担を排除し実施できる具体的な取り組みをお願いします。

② 農業経営者と労働力を結びつける仕組みづくりについて 【継続】

- ～ シニアや退職者と労働力が欲しい農家 ～
- ～ やむなく廃業を考えている農家と規模拡大を目指す農家 ～
- ～ 新規就農希望者と農業経営者のマッチング ～
- ～ 長浜版農業サポーター制度 ～

J Aレーク伊吹及びJ A北びわこの両J Aにおいて、農業法人等の繁忙期に必要な労働力を確保するために、「法人と労働者のマッチングアプリ（ワンデイベイトアプリ）」を運用されているものの、農地を荒廃させることなく効率的な農業を進めるためには、多様なマッチング制度を創設し人材確保に繋げる必要があると考えます。

このような農業経営者と新たな労働力を結びつける仕組みは、多くの農業者や地域住民の方に認知されることが重要であり、市としても、その活動を広げる支援をお願いするとともに、地域計画で把握できる廃業予定農業者が規模拡大農業者とマッチングできる仕組みを市が独自につくられるよう検討をお願いします。

③ 緊急支援協定体制の更なる発展について 【継続】

現在、J A北びわこでは、農家が不測の状況により運営が困難な場合に、一時的な受け皿としてJ Aの農業法人等がすべての農地を引き受けられる体制が整備されていますが、万一廃業せざるを得ない事態が生じたとしても、継続的な受け皿となるよう地域と連携した体制が整備されることで、個々の経営体が安心して生業に勤しめるよう、市としても関係機関と連携し、体制の強化を促進願います。

④ 農産物栽培等のアドバイザーの設置について 【継続】

- ～ 水田活用の野菜、花き栽培のアドバイザー ～
- ～ 新規就農者の支援としてのサポート、アドバイザー ～

経営の多角化等を検討されている方や新規就農者が、水稻以外の作物（野菜、花き等）にも取り組むことができるよう、県やJ A等と連携を図り、アドバイザーなどによりサポートできる仕組みや統一した相談窓口等の検討をお願いします。

⑤ 農地ニーズマッチングシステムの周知について 【新規】

地域計画から外れた集約しにくい田や、作り手のない集落内の小さな畑などについて、農業に興味を持っている方や家庭菜園を希望されている方とマッチングする仕組みづくりの検討をお願いしていましたが、当委員会では実施することといたしましたので、市におかれましては、当農地ニーズマッチングシステムの積極的な周知にご協力いただきますようお願いいたします。

⑥ 熱中症対策への支援について 【新規】

多くの作物は、その生育において夏場が「成長期」であると同時に「暑さ・乾燥への対策」が大切な時期になります。健康な作物の育成を促し、豊かな収穫に繋げるた

めには、夏場の農作業は非常に重要ですが、近年、猛暑により農作業中における熱中症が多発し、命に係わる状況になっています。このため、生産活動への影響を危惧し、全国的には、自治体独自で、農作業における熱中症対策への補助金制度を設けるなど対策が講じられています。

今後の持続可能な農業を見据え、安全に生産活動に従事できるよう、市におかれましても、独自の施策を講じられるようお願いします。

3. 国・県への要望

農業を取り巻く環境は、近年の異常気象による収穫量の減少や昨今の農業資材等の高騰により、令和のコメ騒動以降の米価高騰を加味しても、農業経営の維持は未だ大変厳しいものがあります。

また、近年、大規模な経営体へ農地の集約が進んだことにより、小規模農家の離農が促進され、農業従事者が減ることで、さらなる荒廃農地を生む事態が生じています。

「なぜ農業だけでは生活できないのか」、「離農者が管理されていた農地は誰が守るのか」、「なぜ農業の後継者が育たないのか」、これらについて、国及び県は、各地域の現状を再認識いただき、今ある農地を残し、農業者が将来に希望を持って国民への食料供給の付託に応えていくためにも、昨年6月に成立した新たな「食料・農業・農村基本法」のもと、持続可能な農業・食料供給の確保、農村地域の活性化、環境保全など、農業者等が真に望む具体的な施策の展開が必要と考えます。

こうしたことから、国及び県に対して、次のことを要望します。

(1) 農業者の所得安定対策について

① 農家所得に繋がる輸出拡大対策について 【継続】

人口減少に伴う国内市場の縮小に対しては、市場を海外に求め、農家所得を確保・向上することが重要です。政府は米の増産を方針として打ち出されていますが、米価の下落に繋がらないよう海外需要の掘り起こしや国内生産基盤の強化、輸入規制の撤廃・緩和等、農産物の輸出拡大に向けた総合的な取り組みを要望します。

② 新たなコメ政策の早期実施について 【継続】

米価の安定には、米の需給を適格に見通すなかで、国内消費だけでなく海外市場へ積極的に輸出できる環境をつくることにより米の需給の均衡を調整できるしくみが必要と考えます。国の責任において、海外市場の開拓を早期に進められ、安定的な販路を確保するとともに、生産者の所得が確保され、安心して生産に取り組めるよう新たなコメ政策を早期に示され、スピード感をもって実行されるよう要望します。

③ 農業資材の価格高騰に対する支援制度の継続拡充について 【継続】

近年、国際情勢の不安定化や為替変動、物流の混乱等を背景として、肥料・飼料・燃油などの農業資材価格が著しく高騰しており、農業経営に深刻な影響を及ぼしています。特に小規模農家や中山間地域の農業者においては、経営の存続が危ぶまれる状況にあります。これらのコスト上昇を農業者単独で吸収することは困難であり、安定的な食料生産体制を維持するためにも、資材価格などコストの上昇に対する恒常的な補填・支援の仕組みとして整備する必要があることから、国・県に対し支援制度の拡充を要望します。

④ 適正価格による米価の安定について 【継続】

肥料や燃料など農業用資材の高騰が続くなか、多くの農業者が経営の大きな負担となっています。一方で、地球温暖化による近年の異常気象は、米の安定的な生産、供給を妨げる要因ともなっています。

ここ数年、農業委員会が行ったアンケートにおいて、農業経営を継続するために必要なことは、米価の安定が1位で、次に農業資材について支援を望む声が多くありました。特に主食用米の価格変動は、生産者の経営を直撃し、地域農業の存続そのものに強く影響することから、国におかれましては、米価が適正な価格で安定化するように強く要望いたします。

⑤ 農業者収入保険制度の見直しについて 【継続】

現在の農業経営における様々なリスクには農業者の自助努力だけでは対応しきれないことから、農業者の経営安定化を図るために「農業者収入保険」制度が設けられていますが、保険の仕組みが、作付品目に応じた制度ではなく、全品目の合算による総合保険になっていることから、作付品目ごとで対象となるような利用しやすい制度への変更を検討されるよう、国、県に要望します。

(2) 農地保全管理対策について

① 荒廃農地をこれ以上増やさない仕組みづくりの創設について 【継続】

荒廃農地などが多い中山間地域は、高齢化率が高く、農地管理の担い手がない状況です。

そこで、これ以上荒廃農地を増やさないために、必要となる仕組み（例えば、定年後に農作業を行いたい方や休日の自由な時間に農作業を行いたい方（小規模農家）への支援拡充、行政や農協等が主導したサポート体制等の整備、耕作者バンクの設置、耕作放棄地に対して雑草管理をした場合、また、畑作地として野菜の作付け等を行った場合などへの助成金交付等）の制度創設について、要望します。

② 公共物管理者による法面の管理について 【継続】

国道等の道路や河川の法面等の除草作業を地元自治会等に依頼されているものの、適正な管理ができていないため、農業者が自主的に管理せざるを得ない状況ですが、その努力も限界となっております。

については、公共物管理者として、周辺農地の営農に影響を及ぼさないよう、防草シートを設置するなどの適切な対策を講じられるよう、要望します。

③ 新たな荒廃農地を生まないための人材育成の仕組みづくりについて 【継続】

多面的機能支払交付金事業（世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金等）や中山間地域活性化直接支払事業は、農地保全管理対策として実施されているものの、荒廃農地がある全集落が取組みされている訳ではなく、また、現状でも活動されている組織の維持が困難な状況にあります。これ以上荒廃農地を拡大させないためには、活動組織の中心となるべき新たな人材を育成し、農村地域で活躍できる仕組みを創設されるよう、要望します。

④ 中山間地のほ場整備事業について 【継続】

中山間地は湿田等が多く、大型機械での耕作等は難しいため、中山間地においては、特に地域の実情に即した農地改良事業が進められるよう、要望します。

（３）新産業新技術支援対策について

① 農産物を使用した商品開発のための企業への大幅な支援について 【継続】

米の消費量は、人口減少とともに減り続けるため、米作以外の地域の農産物を使用した商品を開発し、作り出す必要があると考えております。

ついては、企業等が地域で収穫した農産物を使用した商品開発を進められるよう、これら企業等への支援を要望します。

② 環境負荷低減のための取組みについて 【継続】

緩効性の肥料は、ほぼプラスチックが使用されており、琵琶湖にも流れ込んでいます。そこで、環境負荷低減のため、これらプラスチックを使用しない又は可能な限り少なくした肥料の研究を進めるとともに、開発された肥料使用者への補助について、要望します。

③ スマート農業促進の補助金継続と中小規模経営体への補助の優先配分について

【継続】

深刻化する労働力不足に対応するためには、スマート農業を促進する必要がありますので、今後も支援の継続をお願いします。一方で、現在の支援制度では、大規模経営体を優先した支援結果となっていることから、農業従事者のすそ野を広げるためにも、新規就農者等の中小規模経営体に対しても一定量を優先的に支援されるよう要望します。

（４）食料自給率の向上について

① 地産地消の更なる促進について 【継続】

学校給食におけるパンやごはんは県内産の小麦、米が使用されるようになりまし

たが、これら地産地消の更なる促進とともに、子どもたちに安心安全な食の提供を行うため、学校給食の他の食材においても、まかなえる物はすべて県内産が使われるよう要望します。

② 人や家畜の食料・飼料等の国内産利用への政策転換について 【継続】

我が国の食料自給率は先進国の中でも低水準で、食料自給率の低迷は、世界的な食糧需要の増加や国際情勢の不安定化等により食料安全保障上、大きなリスクとなっています。また、市販のパン等における残留農薬の問題などは、食料と農業生産を海外に依存する危うさが露呈しているともいえます。

こうしたなかで、本年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において具体化された、施策の方向性を確かなものとして、食料自給率向上等のため、食料、飼料が国内産でまかなえる政策転換を要望します。

(5) 鳥獣害対策について 【継続】

鳥獣害捕獲用の罠の設置については、猟友会に所属している有資格者のハンターが行っていますが、所属人数が限られているため、現状の活動では、鳥獣害被害に対応しきれていない現状があります。その状況を踏まえ、鳥獣害の被害の軽減を図るために、例えば、危険度が低い罠の設置については、市が認めた一般住民にも捕獲許可が出せる等の規制の緩和を要望します。

(6) 農業委員会体制の充実・強化について 【新規】

平成28年に農業委員会等に関する法律（以下「農業委員会法」といいます。）が大きく改正され、農地利用の最適化が農業委員会の必須業務と位置付けられ、あわせて農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）が新設され、農業委員と連携した体制が制度化されました。

制度化以降、各農業委員会においては農業委員と推進委員の連携体制の確立が図られてきましたが、本市では昨年度の委員改選以降、農業委員会法第17条ただし書きにより、推進委員を配置せず農業委員のみの体制で活動を進めているところです。

現在のところ、効率的な活動が可能になり、最適化活動にも支障なく取り組めていますが、地域計画によって農地の利用調整の重要性がこれまで以上に高まっていることなどを背景に、農業委員一人当たりの業務負担は当然増えています。このため、農業委員の定数や農業委員報酬の見直し、さらには効率的な農業委員会体制の整備など、農業委員が活動しやすい体制づくりについて検討を深められるよう要望します。

(7) 地域の実情を踏まえた農地の取得について 【新規】

令和5年に農地法第3条が改正され下限面積が廃止されたことにより、農地付き住宅の取得など、これまで課題となっていた農地の取得が容易になったことは、農地政策の大きな変化と考えています。

一方で、農地法第3条に規定されている常時従事要件は「農地はその耕作者みずからが所有すること」を基本としていますが、現状は、農家の後継者が少ないなかで、集落に残る縁戚者や近隣居住者に農地を所有してもらいたいという所有者の意向があっても、非農家では農地を取得できず、未相続、遊休農地等の発生等が懸念され、地域における農地取得が課題となっています。

こうしたことから、法の目的のとおり農地が地域における貴重な資源であることに鑑みれば、非農家の個人に対しても、地域計画において耕作者が位置付けられた農地や一定面積以下の白地の畑地などであれば、所有権移転ができるなど、農地法3条における要件の見直しを要望します。